

「営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）  
 に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
第二条 第一項  関連： 第六条 第七条	<p>第二条第一項に「権利者が主張する営業秘密が、・・・かつ、<u>簡単に獲得できないものである場合</u>、人民法院は、反不正競争法第九条第四項にいう「公衆に知られていない」ものにあたと認定しなければならない。」と規定されているうち、「簡単に獲得できないものである場合」とはどのような場合なのか明確ではないので、明確に規定いただくことを要望いたします。</p> <p>なお、「簡単に獲得できないものである場合」は、第六条、第七条に規定される「秘密保持措置」と関係があると思われます。もしそうであるならば、第二条または第六条に「秘密保持措置」を講じた場合が「簡単に獲得できないものである場合」に該当することを明記いただくことを要望いたします。</p>	<p>第二条第一項の「簡単に獲得できないものである場合」とはどのような場合なのかその求める要件が不明確であるので明確にすべきです。</p> <p>「簡単に獲得できないものである場合」については、第六条、第七条に規定の「秘密保持措置」との関係に基づいて判断されるのであるように思われますが、もしそうであるならば、第二条または第六条に、その関係を明確に規定することが必要と考えます。</p>
第二条 第二項  関連： 第五条	<p>第二条第二項に「人民法院は、公衆に知られている情報を整理、改善して形成した新たな情報、及び、出版物又はメディア、展示会、ネットワーク等の方式により公開された情報であって前項の定めに適合するものについては、公衆に知られていない情報であると認定しなければならない。」と規定されるうち、「公衆に知られている情報を<u>整理、改善</u>して形成した新たな情報」については、「整理、改善」ではなく、第五条に倣って「整理、<u>加工改善</u>」とすべきである。</p>	<p>第二条第二項に規定されるように「公衆に知られている情報」を単に「整理、改善」するだけでは、「公衆に知られていない情報」に該当しないと考えます。</p> <p>同様に情報の整理について規定した第五条には「特定の顧客の名称、住所、連絡先、取引習慣、取引内容、特定のニーズ等の情報を<u>整理、加工</u>した上で形成した顧客情報は、反不正競争法第九条第四項にいう「経営情報」にあたとすることができる。」と規定されており、「公衆に知られていない情報」と判断するには、第五条と同様に情報を「改善」でなく「加工」することが要件として必須であると考えます。</p>
第六条	<p>「当該秘密保持措置は、営業秘密の商業</p>	<p>「相応しい」と判断する基準が、第三者か</p>

	<p>的価値、重要度等に<u>相応しいもの</u>でなければならない。」と規定されるのを「当該秘密保持措置は、営業秘密の商業的価値、重要度等が客観的に判断して相応しいものでなければならない」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>らの視点で判断しても「相応しい」と思われる客観的な判断基準によるものか、当事者の主観的な判断基準に基づいて「相応しい」と主張するような判断基準も含むのか、不明確です。</p> <p>「相応しい」とは、客観的な判断によるものであることが必要なので、それを明確にすべきと考えます。</p>
第七条	<p>(1) 「権利者が講じる相応の<u>秘密保持措置</u>には、下記のものが含まれる。」と規定されますが、(一)から(六)までの措置のいずれかを含まなければならないのか、単なる例示なのか、不明確であるので、明確に規定いただくことを要望いたします。</p> <p>(2) 「<u>相応</u>の秘密措置」の「相応」とは(一)から(六)の措置を複数組み合わせたものを意味するのかどうか不明確です。(一)から(六)の措置を総合して「相応」かどうかを判断するのであれば、そのように規定いただくことを要望いたします。</p>	<p>「秘密保持措置」として示される(一)から(六)の例示をどのように「相応の秘密保持措置」として講じることを規定しているのか不明確です。明確に規定いただくべきと考えます。</p>
第八条	<p>「被疑侵害者は、研究開発、譲受、許諾、リバースエンジニアリング、承継等の方式により侵害被疑情報を獲得したと主張する場合、これを挙証して証明しなければならない。」と規定されるのを、「被疑侵害者は、研究開発、譲受、許諾、リバースエンジニアリング、承継等の方式により侵害被疑情報を獲得したと主張する場合、<u>それが合法的な獲得であることこれを</u>挙証して証明しなければならない。」と修正することを要望いたします。</p>	<p>被疑侵害者に対して、単に侵害被疑情報を獲得したと主張を挙証して証明させるのではなく、被疑侵害者が侵害被疑情報を「合法的に」獲得したことを挙証し、証明させることが必要であると考えます。</p>
第十四条	<p>「侵害被疑情報が権利者の主張する営業秘密と実質的な区別がなく、かつ、<u>営業秘密の使用に対し実質的な影響がない</u>場合」と規定されていますが「実質的に影響がない」との規定は不明確です。</p> <p>「侵害被疑情報が権利者の主張する営</p>	<p>「営業秘密の使用に対し実質的な影響がない」では意味が明確ではないと考えます。意味するところは、使用した場合に「実質的な差がない」ということだと思しますので、それを明確に規定すべきと考えます。</p>

	<p>業秘密と実質的な区別がなく、かつ、<u>営業秘密の使用に対し実質的な影響がない侵害被疑情報と営業秘密の間に使用における実質的な差がない場合</u>」と修正いただくことを要望いたします。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(以上)